

(公印省略)

2 嘉 管 第 3 号  
令和 2 年 4 月 1 日

建設工事受注に係る配置技術者等の取扱について (令和 2 年 4 月)

嘉麻市長 赤 間 幸 弘  
(管財課契約係)

表題の件について、昨年及び一昨年の夏季の大雨災害により多数の土木工事及び法面処理工事の発注を行うにあたり、配置技術者についての特例措置 (現場代理人の兼務) を令和 2 年 3 月 31 日まで実施しておりましたが、本年も多数の工事発注が見込まれますので、下記の特例措置を本年度末 (令和 3 年 3 月 31 日) まで延長し実施しますのでお知らせいたします。

併せて、以前 (平成 26 年 4 月 1 日) 通知しておりました技術者配置の取扱 (記 2 基本取扱) を併記しておりますので再確認をお願いいたします。

なお、一般競争入札において参加確認された者及び指名競争入札において指名された者についても、市 (管財課契約係) においては各業者の他の発注者に係る工事等の受注状況が確認できませんので、各業者自身で確認し適切に辞退等を行うようお願いします。

## 記

### 1 特例措置

**令和2年度末**までの間、**土木工事及び法面処理工事**については、2「基本取扱」の現場代理人の定めにかかわらず、その代理人と常時連絡が取れ、各工事現場の施工に支障をきたさない限り**無制限**に各工事現場を**兼務**することができるものとする。ただし、兼務できる工事は**嘉麻市の発注工事**及び**他の発注者の工事**でその発注者が**兼務を認めた工事**のみとする。※他の発注者の工事の場合は入札執行前までに当該発注者に兼務が可能か確認をしておくこと。

## 2 基本取扱 (平成26年4月通知)

### ① 専任を要する主任技術者の兼務について

3,500万円(建築工事については7,000万円)以上の専任を要する主任技術者について、次の場合に兼務を認める。(※監理技術者には適用しない)

- (1) 密接な関連のある同一の場所又は近接する場所の工事
- (2) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事(※1)又は施工にあたり相互に調整を要する工事(※2)(いずれも嘉麻市発注工事に限らない)で、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した原則2箇所程度の工事

(※1) 嘉麻市発注の市道拡幅工事と福岡県発注の県道舗装工事など

(※2) 工事用道路を共有し、相互に工程調整を要する工事や、工事の発生土を盛土材に流用し、相互に土量配分計画の調整を要する工事など

注意事項：兼務を希望する場合は落札後に申請してください。

上記の条件に該当しない場合は兼務を承認しないことがあるのでご注意ください。この場合、他に配置する技術者がいないときは契約できません。

### ② 現場代理人の兼務について

現場代理人について、下記の条件を満たす場合に原則2箇所程度の兼務を認めることとします。

- (1) 工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所であること。
- (2) 兼務しても安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り及び権限の行使に支障がないと嘉麻市が認めるものであること。
- (3) 監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること。

注意事項：兼務を希望する場合は落札後に申請してください。

上記の条件に該当しない場合は兼務を承認しないことがあるのでご注意ください。この場合、他に配置する現場代理人がいないときは契約できません。